

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業の実証事業実施要領

令和2年3月17日 日鶏元発第1006号

第1 趣旨

令和元年12月5日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国産農林水産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進することが必要となっている。

また、近年、安全・安心な国産畜産物等を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加している。

このため、一般社団法人日本養鶏協会（以下「協会」という。）は、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱」（平成28年10月11日付け28生産第1074号。以下「実施要綱」という。）、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱」（平成28年10月11日付け28生産第1073号。以下「交付要綱」という。）及び「外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業実施要領」（平成28年10月11日付け28生産第768号。以下「実施要領」という。）に基づき、国の補助を受け、新商品の開発、製造等を可能とする製造加工技術の開発等に係る事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業対象畜産物等

本事業の対象となる畜産物の品目は、国産の牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵若しくは畜産副産物又は牛乳乳製品並びにこれらを主な原料とする加工品（以下「国産畜産物等」という。）を原料の一部とし、国産畜産物等の需要を創出するものとして製造されたものとする。

第3 外食・加工業者等の要件

本事業を実施する畜産物等を取り扱う外食・中食・加工業者等（以下「外食・加工業者等」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 国産畜産物等の加工等を行う事業者であって、これらを使用した新規性のある商品を開発及び製造すること。
- 2 安定的に国産畜産物等を原料として供給できる能力のある生産者（地域の平均飼養規模を超える者又は今後5年間でこれを超えようとする計画を有する者）又は生産者団体等（以下「畜産経営体等」という。）との間で原料の供給契約（以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結することを基本とする。

この場合において、原料供給契約の期間は、補助金交付の翌年度からおおむね5年

又は導入する機械の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）のうち、いずれか短い期間とし、契約の内容は毎年度更新することができる。なお、原料供給契約は、生産者と締結する場合にあっては、複数の生産者との締結を基本とする。

- 3 国産畜産物等の需要拡大を図る観点から、本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品について、国産畜産物を使用する場合には、その旨を製品の包装等に表示すること。この場合において、当該表示に当たっては食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）等の関係法令及びガイドライン等の規定を遵守するとともに、加工食品の製造にあっては、原料原産地表示（「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知・平成 29 年 9 月 1 日消食表第 407 号消費者庁次長改正通知）に定める加工食品の原料原産地表示をいう。）に取り組むこと。
- 4 本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品は、以下の両方を満たすこと。なお、既存の類似品を製造していない外食・加工業者については、（2）のみを満たすこと。

- （1）本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品については、外食・加工業者等が製造する既存の類似品と比べ、使用される畜産物原料のうち国産の割合を 1 割以上増やすよう努めること。

- （2）本事業により開発した技術・機械等を利用して製造した製品における、国産畜産物等の使用割合については、以下の要件を満たすよう努めること。

- ア 鶏卵を主たる原料とする製品については、畜産物原料に占める国産畜産物の割合が 9 割を超えること

- イ 鶏肉及び鶏由来副産物を主たる原料とする製品については、畜産物原料に占める国産畜産物等の割合が 5 割を超えること

- ウ その他の国産畜産物等を主たる原料とする製品については、畜産物原料に占める国産畜産物等の割合が 5 割を超えること

第 4 事業の内容等

協会は、第 3 の要件を満たす外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。ただし、外食・加工業者等は 3 のイの事業を実施する計画を有しているものとする。

なお、協会は、外食・加工業者等が以下の 3 に必要な機械をリース方式により導入する場合、当該機械の貸付者（協会又は協会会長が指定する貸付主体）に対し、支払う貸付料の負担軽減を図るものとし、協会自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械の取得に必要な費用の一部について助成する。

- 1 検討会の開催
技術・機械等の開発のための検討会の開催
- 2 市場調査の実施
技術・機械等の開発のための市場調査の実施
- 3 技術・機械等の開発等
ア 技術の開発

- イ 技術の開発に必要な機械の改良、新たに開発した機械の導入・設置
- ウ アの事業により開発した技術を用いた試作品の製造
- エ イの事業により導入又は改良した機械で製造した加工品の原料原産地表示に必要な機器等のリース導入

4 試作品のプロモーション

- ア 3のウで製造した試作品のPRパンフレット等の作成、インターネットサイトの制作、SNSを活用した情報発信等
- イ 3のウで製造した試作品を用いた試食会の開催、商談会への出展等

第5 補助対象経費等

1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし第4の3に掲げる事業の補助対象経費は、別表1に掲げるもののほか、別表2に掲げるものとする。

また、事業の一部について他の者に委託して行う場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象としない。
- (3) 第4の技術は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。
 - ア 新商品を製造するために必要な技術
 - イ 他分野では確立しているが、畜産分野では十分に普及していない技術
 - ウ 技術的には確立しているが、工業化されていない技術
- (4) 外食・加工業者等は、第4の3に掲げる事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。
 - ア 機械の設置及び運営に必要な資金を確実に確保すること。
 - イ 機械の運営及び管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。
 - ウ 本事業に係る計画に見合った適切な規模の整備内容とすること。
- (5) 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により導入又は改良した機械を使用した新商品の製造を中止する場合は、第3の1、3及び4の要件を満たす代替商品の製造に努めることとする。
- (6) 第4の3のイに掲げる事業で導入する機械は、新品、新設又はリースによるものとする。なお、リース方式により機械を導入する場合の貸付対象機械は、貸付者がリース物件として貸付可能なものとする。

また、単なる既存機械の更新整備は、補助の対象外とする。

- (7) 国産畜産物等の需要拡大を図る観点から、第4の3のイに掲げる事業により機械の導入又は改良（リース方式による導入を含む。）を行った場合、当該機械の法定耐用年数又は貸付期間の満了時までは、原料供給契約の契約期間の満了後であっても、当該機械を使用する場合は国産畜産物等を使用した商品の製造に努めることとする。
- (8) 補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、交付要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、協会に届け出なければならない。
- (9) 外食・加工業者等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすること。
- (10) 外食・加工業者等は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第1号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第6 補助率

本事業の補助率は、別表3に掲げるとおりとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までとする。

なお、実施要領の定める期間に変更があった場合は、これに準ずるものとする。

第8 事業の実施

1 事業の公募

- (1) 協会は、本事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。
- (2) (1)の公募を受けて、外食・加工業者等は、別記様式第2号を用いて事業実施計画を作成し、協会に提出するものとする。
- (3) 公募選定委員会は、外食・加工業者等が第2の要件に合致するか、外食・加工業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。
- (4) 協会は、(3)の審査の結果、適切と判断された事業実施計画については、当該事業実施計画を作成した外食・加工業者等に対し、審査の結果を通知するものとする。
- (5) 外食・加工業者等は、以下に該当する計画の変更を行う場合は、別記様式第2号により計画変更承認書を作成し、協会会長の承認を受けるものとする。
 - ア 事業の追加、中止又は廃止
 - イ 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

ウ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

エ 第4の1から4までの経費の相互におけるそれぞれの経費の3割を超える増減

2 リース方式による機械の導入の支援

(1) 外食・加工業者等が貸付主体を選定するに当たっては、協会が指定する貸付主体の中から行うものとする。

(2) 貸付主体は、外食・加工業者等とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械の貸付期間内において、同条件で他の貸付主体を通じて事業が継続できるための措置を担保するよう努めるものとする。

(3) リース方式による機械の導入方法は次のいずれによるものとする。

ア 外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける場合

協会は、外食・加工業者等が第4の3のイ及びエに掲げる事業に係る機械をリース方式により導入する場合には、外食・加工業者等が貸付主体から借り受ける機械の取得価格のうち2分の1以内の金額について、貸付主体を通じて外食・加工業者等を助成する。

イ 外食・加工業者等が協会から借り受ける場合

協会は、外食・加工業者等が借り受ける機械の取得価格のうち2分の1以内の金額について、協会による貸付を通じて外食・加工業者等を助成する。

(4) 貸付対象機械の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

ア 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転する場合

貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械については60%、1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付者が貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を外食・加工業者等に移転することを前提に、貸付者が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、貸付対象機械は、法定耐用年数に達するまで所有権が移転した外食・加工業者等において適正に使用するものとする。

イ 貸付期間の終了後に貸付対象機械の所有権を移転しない場合

貸付対象機械の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間の終了後における貸付対象機械の取扱いについては、貸付者が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合には、貸付者は当該貸付対象機械の購入に要する経費の一部が本事業により補助されたものであることを踏まえ、再リース料を設定するものとする。

(5) 貸付期間の終了後における貸付対象機械の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機械について、(4)に基づく貸付期間の終了後における適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により外食・加工業者等に当該機械の所有権を移転することができるものとする。

(6) 貸付料の基準

ア 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械の所得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下、

この号に同じ)に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械の貸付期間で除して得た額とする。

イ 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約時において貸付者が別に定める額とする。

ただし、貸付者は、附加貸付料等を定めるに当たっては、協会から貸付対象機械の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(7) 途中解約の禁止

外食・加工業者等は、貸付期間中のリース契約の解約を行うことはできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合には、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として外食・加工業者等が貸付者に支払うものとする。

(8) 補助金の返還

協会は、貸付対象機械の貸付期間中において、外食・加工業者等又は貸付主体から当該機械の利用状況の報告を受け、把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、外食・加工業者等に対して助成相当額の全部若しくは一部の納付又は貸付主体に対して補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

ア リース契約を解約し又は解除したとき

イ 外食・加工業者等が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械が消滅し又は消失したとき

エ 交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき

(9) リースの決定及び契約

外食・加工業者等は、第10の2に示す交付決定通知を受けた後、貸付者との間でリース契約手続きを開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械の本体価格と補助金額を明記するものとする。

また、貸付者は、外食・加工業者等との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助金の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

3 事業の委託

外食・加工業者等は、本事業の一部を協会会長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

第9 事業の着手

事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

第 10 申請手続き等

1 申請手続き

- (1) 公募選定委員会による審査の結果において承認との結果の通知を受けた外食・加工業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第 3 号により作成し、協会に正副 2 部を提出するものとする。
- (2) 外食・加工業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない外食・加工業者等については、この限りでない。

2 交付決定の通知

協会は、1 の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、外食・加工業者等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

3 申請の取り下げ

外食・加工業者等は、申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から 7 日以内にその旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。

第 11 事業の成果目標

- 1 外食・加工業者等は、別記様式第 2 号の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、本事業に取り組む外食・加工業者等が取り扱う国産畜産物等の年間使用量又は本事業に取り組む外食・加工業者等が取り扱う国産畜産物を用いた商品の生産額に占める輸出額の割合とする。

なお、既存商品に係る国産畜産物等の使用量及び国産畜産物を用いた商品の生産額を減らすものでないこと。

- 2 本事業の成果目標の目標年度は、当該事業の実施年度の翌年度から起算して 5 年後までの各年度とする。

第 12 事業実施状況の報告

1 機械に係る実施状況報告

外食加工業者等は、本事業により導入又は改良した機械について、本事業の実施年度の翌々年度から原料供給契約の期間中は、毎年度、別記様式第 4 号により実施状況報告書を作成し、当該報告に係る年度の翌年度の 5 月末までに協会に提出するものとする。ただし、原料供給契約が 5 年未満である場合、報告の期間は当該事業の実施年度の翌年度から起算して 5 年後までとする。

2 補助金事業遂行状況報告

外食・加工業者等は、補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月15日までに正副2部を協会に提出して行うものとする。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第13 事業の評価

外食・加工業者等は、事業の自己評価及びその報告について、第12の2の目標年度の翌年度の6月末までに別記様式第7号により協会に報告するものとする。

第14 事業遅延の届出

外食・加工業者等は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を協会に提出しなければならない。

第15 概算払請求

外食・加工業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第8号の概算払請求書正副2部を協会に提出しなければならない。

第16 実績報告

- 1 本事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、別記様式第9号による実績報告書正副2部を協会に提出しなければならない。なお、リース方式により機械を導入した場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 2 第10の1の(2)のただし書により交付の申請をした外食・加工業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第10の1の(2)のただし書により補助金の交付の申請をした外食・加工業者等は、1の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した外食・加工業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税相当額報告書により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月末までに、同様式により協会に報告しなければならない。

第17 補助金の額の確定

- 1 協会は、第16の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び

必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、外食・加工業者等に通知する。

- 2 協会は、外食・加工業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 18 交付決定の取消し等

- 1 協会は、第 8 の 1 の（５）の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 10 の 2 の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
 - （１）外食・加工業者等が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - （２）外食・加工業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - （３）外食・加工業者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
 - （４）補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 協会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、1 の（１）から（３）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2 の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 17 の 3 の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の補助金」とあるのは、「2 に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

第 19 機械の管理運営

- 1 本事業により機械を導入又は改良（リース方式による導入を含む。）を行った外食・加工業者等は、管理運営規程を定め、当該機械の法定耐用年数の満了時までは、善良なる管理者の注意をもって当該機械を管理するものとする。
- 2 外食・加工業者等が本事業において購入した機械の所有権は、外食・加工業者等に帰属する。ただし、リース方式により機械を導入した場合には、当該機械の所有権については、第 8 の 2 の（５）に規定する場合を除き、貸付者に帰属する。
- 3 本事業により導入又は改良した機械については、本体や看板等への表示により、本

事業によって導入又は改良した旨を明記するものとする。

- 4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第 20 財産処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により農林水産大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、規則第 5 条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 外食・加工業者等は、処分制限期間において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ協会に届出て、許可を受けなければならない。
- 4 第 19 の 4 の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第 21 補助金の経理

- 1 外食・加工業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 外食・加工業者等は、前項の収入及び支出について規則第 3 条第 4 号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の実施年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第 11 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第 22 事業費の低減

外食・加工業者等は、本事業の実施に当たっては、過剰な推進活動及び機械等の導入を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

第 23 情報の取扱い

協会が設置する公募選定委員会の委員及び外食・加工業者等に対し助言指導する専門家は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する技術等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 24 開発された技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に協会を通じ、国に提出することを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。

- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、特に必要があるとして国が要請する場合、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

第 25 収益納付

- 1 外食・加工業者等は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 12 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度から起算して 3 年間、当該報告に係る年度の翌年度の 5 月末までに協会に報告するものとする。ただし、国が、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間が延長されるものとする。

なお、納付額は、次の算定により算定した額とする。

納付額＝（収益の累計額－補助事業の自己負担額）×補助金総額／補助事業に関連して支出された費用の総額－前年度までの納付額

（1）式中の「収益の累計額」の「収益」とは、補助事業に係る商品の営業利益（売上額－製造原価－販売管理費等）をいう。

（2）式中の「補助事業に関連して支出された費用の総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該商品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して 3 年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、国は、特に必要と認める場合は、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 26 報告

外食・加工業者等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人にあつては、別記様式第 13 号により、補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の 6 月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

第 27 事業の見直し

本要領の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう第 11 の成果目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第 28 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、協会会長が別に定めるものとする。

附 則（令和 2 年 3 月 1 9 日付け元生畜第 1826 号農林水産省生産局長承認）

この要領は、生産局長の承認のあった日（令和 2 年 3 月 1 9 日）から施行する。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器、実験機器、加工用機械等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	本事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	情報発信費	本事業を実施するために直接必要なポスター、チラシ等の作成・配布等に係る経費	・ホームページ制作に当たっては、開設の際の制作費用の支出の効果が 1 年以上及ばない場合に限る。
	原材料費	本事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ C D - R O M 等の少額（3 万円未満）の記録媒体	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		・試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために直接必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表、会議等の実施に必要な経費	
謝金		本事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部（例えば、事業推進会議の開催等）を他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・事業委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹をなす業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等を行う経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するため	・取得単価が50万円以上の

		に直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	機器及び器具については、見積書（原則３社以上の場合とし、該当する設備・備品を１社しか扱っていない場合を除く）やカタログ等を添付すること。 ・法定耐用年数を満了するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料等	
	印紙代	本事業を実施するために直接必要な契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費とは認めないものとする。

- 1 本事業の補助を受けて作成した試作品及び商品説明資材を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別表 2

補助対象経費第3の2の(3)に掲げる事業のみ

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するために直接必要な機械・設備の開発・改良、導入・設置等に係る経費	1 整備対象となる機械・設備については、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。 (2) 技術・機械等を開発するために必要であって、実証事業計画において、加工等を行う旨が記載されていること。 2 開発・改良した機械の導入・設置は、原則として、1事業者当たり1件とする。

別表 3

事業内容	補助対象経費	補助率
技術・機械開発等 実証事業	1 検討会の開催	定額
	2 市場調査の実施	定額
	3 技術・機械等の開発等	1／2以内
	4 試作品のプロモーション	定額